

納税通知書（変更通知書）の見方

あなたの住民税の課税内容が変更となったので通知します。通知書の見方は以下を参考にしてください。

令和 7年度 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収税額の変更通知書

446-8501
愛知県安城市桜町18番23号

安城 太郎 様

台帳番号	宛名番号	通知書番号	法人番号
12345-67890	9876543210	999888777	*****

理由：退職により

あなたの普通徴収税額を下記のとおり変更したので通知します。
なお、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和7年 7月 1日
安城市長 印

金融機関		種別
口座番号	口座名義人	

項目/区分	変更前の額			変更後の額			差額		
給与収入金額	3,300,000			3,300,000			0		
公的年金収入金額	0			0			0		
所得金額	営業等・農業								
	不動産								
	利子								
	配当								
	給与	2,230,000		2,230,000				0	
	雑								
	総合・一時								
	計	2,230,000		2,230,000				0	
	分離短期								
	分離長期								
所得から控除される額	山林・株・先物・分離配当								
	雑損・医療費								
	社会保険料・小規模	400,000		400,000				0	
	生命保険料								
	地震保険料								
	障・寡・心・勤								
	配偶者・扶養	330,000		330,000				0	
	配偶者特別								
	基礎	430,000		430,000				0	
	計	1,160,000		1,160,000				0	
課税標準額	総所得	1,070,000		1,070,000				0	
	分離短期	0		0				0	
	分離長期	0		0				0	
	山林・株・先物・分離配当	0		0				0	
	算出所得割	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税		
徴収額		64,200	42,800	64,200	42,800	0	0		
	税額控除額	3,000	2,000	3,000	2,000	0	0		
	住宅借入金特別控除額	0	0	0	0	0	0		
	寄附金控除額・申告特例控除額	0	0	0	0	0	0		
	株式譲渡配当割控除額	0	0	0	0	0	0		
	所得割額	61,200	40,800	61,200	40,800	0	0		
	均等割額	3,000	1,500	3,000	1,500	0	0		
	年税額（内 森林環境税額）	107,500 (1,000)		107,500 (1,000)					
	控除超過額	0	0	0	0				
	給与と特徴税額	107,500		36,300		0			
公的年金特徴税額	0		0		0				
普通徴収税額	0		71,200		0				
充当または委託納付額	0		0		0				
普通徴収		特別徴収	年金徴収	普通徴収	特別徴収	年金徴収	普通徴収	特別徴収	年金徴収
1期	6月期	4月	0	9,600	0	0	9600	0	0
納期限	7月期	6月	R 7年 6月30日	8,900	0	R 7年 6月30日	8900	0	0
2期	8月期	8月	0	8,900	0	0	8900	0	0
納期限	9月期	10月	R 7年 9月1日	8,900	0	R 7年 9月1日	8900	0	0
3期	10月期	12月	0	8,900	0	36,200	0	0	36,200
納期限	11月期	2月	R 7年10月31日	8,900	0	R 7年10月31日	0	0	-8,900
4期	12月期	翌4月	0	8,900	0	35,000	0	0	35,000
納期限	1月期	翌6月	R 8年 2月2日	8,900	0	R 8年 2月2日	0	0	-8,900
随時1期	2月期	翌8月		8,900	0		0	0	-8,900
納期限	3月期			8,900	0		0	0	-8,900
随時2期	4月期			8,900	0		0	0	-8,900
納期限	5月期			8,900	0		0	0	-8,900

備考
変更前：扶養年少人数 1人 変更後：扶養年少人数 1人
変更前：同一生計配偶者 無 変更後：同一生計配偶者 無

課税内容が変更になった理由を記載しています。
この場合、退職によって課税内容が変更になりました。

ここに口座の内容が記載されていれば、住民税は口座から引落とされます。
記載されていなければ、同封の納付書で納めてください。

あなたが1年間に納める住民税です。
この場合、107,500 円になります。

住民税をどのように納めるのかが記載されています。
この場合、6月分から9月分までの給与から住民税を天引きし、天引きできなかった残りの税額を個人納付で納めます。

分からないことがあれば、お問い合わせください。
安城市役所 市民税課 市民税係（北庁舎2階50番窓口）
電話番号 0566-71-2214
E-mail shiminzei@city.anjo.lg.jp